

西東京市選挙管理委員会の決定書・弁明書に対する意見陳述

星出卓也

以前提出した審査請求書の繰り返しになる点多々ありますが、私からも補足して意見を申し上げます。

1) 最大の懸念する点一怪文書が公定ビラになる問題

西東京市選挙管理委員会への異議申し立てで記載したように、本件公選ビラ2号は、対立候補のネガティブキャンペーン一色のビラであり、しかも虚偽の事実や事実を捻じ曲げる記載があり、所謂怪文書と言われる類のビラです。選挙期間中に配布されたかを問わず、選挙違反ビラであることは明らかだと思います。

ところが、このような怪文書であっても、確認団体として届けられれば、公選ビラとして配布され、新聞折り込みすらできてしまうという問題点が根っこにあります。西東京市選挙管理委員会の決定文や、弁明書には、この点が何ら書かれていません。

もし、西東京市だけでなく、都選管においても、このようなやり方が「是」とされれば、日本全国の選挙にこの方法が使われ、公職選挙法の本来の趣旨も規定も意味をなさないこととなります。

従ってこの件について

- ① 本件公選ビラが、内容上公職選挙法に照らして、どの様に問題のあるビラであったかの判断がされていないことに改めて異議申し立てを行いたいと思います。
- ② その上で西東京市選挙管理委員会の選挙管理、手続きが、正当に行われたのかを問いたいと思います。

ア) 公職選挙法の201条の13には、「いかなる名義をもってするを問わず、政治活動として頒布し、または掲示する文書図画に当該選挙区の特定候補者の氏名、又はその氏名が類推される事項」を記載することが禁止されています。この条文の主語として「確認団体であると否とを問わず」となっています。この公選ビラ2号は、対立する平井候補が、前逗子市の市長であったことを想定し作っています。明らかに平井候補を類推できる構成になっています。

その点を西東京市選挙管理委員会は、チェックせず見落としています。それは中味の検閲等ではなく、法令に規定された選挙管理委員会としてチェックしなければならないことです。

西東京市選挙管理委員会は、そのチェックを怠った選挙管理規定に

違反する「選挙の規定違反」があったと言えます。

- イ) また本件公選ビラが、各戸に配布された後、選挙管理委員会に選挙人から問い合わせや抗議の電話があったことは、既に報告していますが、その段階でなぜ選挙管理委員会は、公選ビラ2号をチェックし、そのビラがどのように配布されたのかを確認団体に確認しなかったのでしょうか。

そもそも選挙管理委員会は、公職選挙法に基づき、選挙が行われているかの管理を行うことが最大の事務であります。本件のような怪文書の類が配布されることには言うに及ばず、市民からの訴えに、撤去されるべき政治ポスターの貼り残しの撤去なども管理して、校正公明な選挙が実施されるために、選挙管理することが役割です。

なぜ訴えがあった中で、その内容を吟味し、どの様に配布したかを池澤陣営の確認団体に問い合わせする、実態を聞く等のすみやかな対応を怠ったのでしょうか。選挙の管理、執行の手続きにおける違反があったと言えるのではないのでしょうか。

- ウ) 公職選挙法205条は、「選挙の規定違反」と「選挙に異動を及ぼす虞」の2つの要件が、条件とされていますが、以上、ア及びイで見たように本件公選ビラの届け出、受け付け、その後の選挙管理や手続きで、明らかに、選挙管理委員会に選挙の規定違反があったことは事実です。本件の公選ビラが、新聞折り込み店を使い、数万枚も配布され、選挙の結果に異動を及ぼした疑いがあります。

- エ) なお公職選挙法205条の判例では、選挙の規定違反は、選挙管理委員会による管理や手続き上の瑕疵だけをさすのではなく、「選挙地域内の選挙人全般が、その自由な判断によって投票を妨げられるような特段の事態が生じた場合、選挙の自由公正が失われたとして選挙を無効にしなければならない」とされています。その件は別途述べます。

2) 西東京市選挙管理委員会の役割について

本件についての異議申し立てが行われ、西東京市の選挙管理委員会が開催された時に、事務局の提案を待つために、委員会が1度延期され、また選挙管理委員会が開催された時に、選挙管理委員長が利害関係者だという事で委員会の決定時に退席した経過があります。

通常自治体の行政組織として、常設の職員が配置された選挙管理委員会があり、それとは別個に、有識者などを含めた選挙管理委員会があります。後者は公職選挙法の選挙管理委員会ですが、職員による選挙管理委員会は、後者の選挙管理委員会の事務局的な役割を負っていますが、本件の

ような場合、法律上の要件が、「選挙規制違反」、つまり、選挙管理委員会による管理・手続き上の瑕疵が問われるとき、その選挙管理委員会の選挙管理の是非を当該選挙管理委員会が判断するということとなります。

問われている選挙管理委員会が自らの行ったことの是非を判断することになれば、問題があったという答えは、まず出ません。205条の判例における理解にもかかわる問題だと思えます。その点への見解も日本の首都東京における選挙管理委員会として見解を示して頂きたいと思えます。

3) 自由な判断によって投票を妨げられる特別な事態について

すでに指摘したところではありますが、昭和30年8月9日最高裁第3小法廷判決では「選挙の規定に違反することとは、主として選挙管理の任にあたる機関が選挙の管理執行の手続きに関する明文の規定に違反すること、または直接そのような明文の規定がなくとも、選挙の管理執行の手続き上、選挙法の基本理念たる選挙の自由公正の原則が著しく阻害されることを指称し、選挙人、候補者、選挙運動者等の選挙の取り締まりないし罰則規定違反のごときは、これにあたるものではない。それはかかる違法行為も多かれ少なかれ選挙の結果に影響する場合が多いであろうが、公職選挙法はその違反者を処罰することによってこれらの規定事項の順守を期待しているのであって、その違法行為のために選挙を無効として再選挙を行うことを趣旨とするものではないと解されるからである」と判示しています。西東京市選挙管理委員会はこの部分を引用し、選挙の規定に違反していないと主張しています。しかしながら上記判例は、後段で「もっとも、かような違法行為でも、そのために選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない」とも述べています。

申し立て人らも、後段に記された「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたとの指摘をしております。

この点について、西東京市選挙管理委員会は「申出人らの提出した証拠によれば、令和3年2月1日時点の西東京市の世帯数である100,213世帯に対し、西東京市内の新聞販売店において新聞に折り込まれた本件ビラの枚数は合計で28,900枚であるとのことであり、このほかに本件ビラが選挙地域内のほぼ全戸に配布されたと認めるべき根拠となる事実は認められない」として、「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態（上記判例）」が生じたとは認められないとしています。

しかし、28,900枚という数は申立人らが手分けして聞き込み、確認できた最小の枚数の過ぎず、枚数の確認はできないものの、広くポスティングで配布されていることを指摘し、また多くの証言も得ています。新聞折り込みについてはその後、配布に至るルートが判明し、折り込み枚数が増加し37,000枚であったことが判明しています。ポスティングの枚数は不明ながら、印刷枚数を確認し把握することは、西東京市選挙管理委員会には可能であったと認識しています。

西東京市選挙管理委員会は自らの権限での調査を怠り、配布枚数を少なく見積もることで、「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態が生じたとは認められない」との判断を導き出しました。

申立書で述べた通り、投票率が42.23%の選挙において、新聞折り込みだけを数えても当日有権者の36.92%に配布された「法定2号ビラ」（本件ビラ）によって「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたことは疑う余地はありません。

本件ビラの性格については、1) ②ア) で述べた通り、本件ビラは池澤たかし候補の確認団体「明日の西東京を創る会」が発行し、「対立候補者（ひらい竜一候補）を類推させ、その評価を下落させること」のみを目的としており、公職選挙法235条2項の「当選を得させない目的をもつて公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は、四年以下の懲役若しくは禁錮、又は百万円以下の罰金に処する。」という罰則規定の前段、「当選を得させない目的をもつて」作成されたことは明らかです。

また、本件ビラに記載された内容の文書は、これまでの選挙でもたびたび目にすることがあり、たいていの場合は「怪文書」として配布されていました。その場合、出所不明の怪文書を信じる選挙人はそんなに多くはありません。しかし今回の本件ビラの場合は発行人が確認団体であり、ことさらに、本件ビラが公職選挙法によって許可されているものと誤認させる記述が多用されていました。（このビラは公職選挙法の規定に沿って届け出たビラです）

（特定候補者の氏名又は氏名を類推される事項は公職選挙法で禁じられているため、氏名など一部削除しています）等々。

そのうえで、本件ビラには「西東京市のまちづくりは、西東京市民の手で！」
「共産・左翼に市政を渡すな!!」と記され、ひらい竜一候補が西東京市民ではないと誤認させ、また、ひらい竜一候補が共産・左翼の思想の持ち主だと誤認させる、明らかに事実と反する内容（虚偽の事項）が公にされていました。

また、新聞記事等の引用は、本件ビラの片側に「逗子での失敗のリベンジは逗子でやってください。ここは西東京市です。」と大書した「失敗」を印象付ける内容のみを剽窃したもので、事実をゆがめて公にしたものであることは言うまでもありません。

東京高裁（昭和44年判決）によれば、「公職選挙法第235条第2号の罪は、当選を得させない目的をもつて公職の候補者または公職の候補者となろうとする者に関し虚偽の事項を公にすることにより成立し、公表された事項が虚偽であるかぎり、それによつて当選を妨げるに至るべきおそれがあるかどうか、またはその性質を有していないかどうかは、本罪の成立に影響を及ぼすものではないと解するのを相当とする。けだし、虚偽事項の公表は、買収行為や選挙の自由妨害などとともに、選挙人をしてその公正な判断を誤らせる因となるものであつて、選挙の自由公正を害するところ大なるものがあるからである。」と判示しています。

本件ビラが虚偽事実を公表し、「買収行為や選挙の自由妨害などとともに、選挙人をしてその公正な判断を誤らせる因」となり、「選挙の自由公正を害するところ大なるものがある」のは疑いようがありません。

昭和30年8月9日最高裁第3小法廷判決が「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態を生じた場合には、選挙の自由公正が失われたものとして、あるいは選挙を無効としなければならないことも考えられないではない」と判示しているように、違法な本件ビラによって「選挙地域内の選挙人全般がその自由な判断による投票を妨げられたような特段の事態」が生じたものであり、本件選挙は無効としなければならないと考えます。

本件処分庁は、このような事実の解明を怠り、事態の重大性を過少に評価して本件処分を行ったものであり、本件選挙を有効とした判断は誤りといわざるを得ません。

審査庁である東京都選挙管理委員会には適正な決定をされるように求めます。